

○賞詞、賞状等の写しの送付について（通知）

昭和60年8月7日

海幕人第3797号

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

賞詞、賞状等の写しの送付について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

表彰権者は、表彰実施後速やかに、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第34条の規定に基づき報告するほか、次を送付する。

- 1 賞詞（事故未然防止及び発明考案に関するものに限る。）の写し
- 2 賞状の写し
- 3 第3級・第4級表彰権者に対する表彰実施報告書の写し

写送付先：部内全般